



2015年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2016年1月24日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基いて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月3日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮し
ないものとします。

2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は通し番号になっており、《問1》から《問15》まで
となっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（36歳）、長男Cさん（3歳）および二男Dさん（0歳）との4人暮らしである。

Aさんは、二男Dさんの誕生を機に、生命保険の見直しを考えており、その前提として自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、40歳になって公的介護保険の保険料負担が生じたこともあり、当該制度についても理解したいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族構成は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん : 昭和50年12月28日生まれ
会社員（厚生年金保険・健康保険・介護保険に加入中）

妻Bさん : 昭和54年7月10日生まれ
国民年金に第3号被保険者として加入している。

長男Cさん : 平成24年5月5日生まれ

二男Dさん : 平成27年12月21日生まれ

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。また、就業の予定はないものとする。

家族全員、Aさんと同一の世帯に属し、Aさんの健康保険の被扶養者である。

家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 現時点（平成28年1月24日）においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに支給される遺族基礎年金の年金額（年額）を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、遺族基礎年金の年金額は、平成27年10月現在の価額に基づいて計算することとする。

- 1) 780,100円 + 74,800円
- 2) 780,100円 + 224,500円 + 74,800円
- 3) 780,100円 + 224,500円 + 224,500円

《問2》 Mさんは、遺族厚生年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「現時点（平成28年1月24日）においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族厚生年金が支給されます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（ ）に相当する額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（ ）に満たないときは、（ ）とみなして年金額が計算されます。

また、二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了すると、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻Bさんが（ ）に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

- | | | | |
|----|------|------|-----|
| 1) | 2分の1 | 300月 | 60歳 |
| 2) | 3分の2 | 240月 | 65歳 |
| 3) | 4分の3 | 300月 | 65歳 |

《問3》 Mさんは、公的介護保険（以下、「介護保険」という）についてアドバイスした。

MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「介護保険の第2号被保険者は加齢に伴う一定の特定疾病により要介護状態または要支援状態となった場合に限り、介護保険の保険給付を受けることができます」
- 2) 「仮に、Aさんが介護保険の保険給付を受けようとする場合は、要介護状態または要支援状態に該当することおよびその該当する要介護状態区分または要支援状態区分について、都道府県知事の認定を受ける必要があります」
- 3) 「介護保険の保険給付を受ける者は、原則として、費用（食費、居住費等を除く）の1割を介護サービス提供事業者を支払うこととなりますが、Aさんの所得金額が一定額を超える場合は、自己負担割合が3割となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（40歳）は、勤務先の社宅で専業主婦である妻Bさん（35歳）および長男Cさん（3歳）との3人暮らしである。Aさんは、平成28年3月に戸建て住宅を取得し、同月中に入居する予定である。

Aさんは、住宅の購入にあたり、生命保険の見直しが必要であると感じており、昨年、長男Cさんの学資保険（こども保険）の加入時にお世話になった生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Mさんは、生命保険を見直しする前に、必要保障額を正しく把握する必要があると考え、下記〈算式〉を基に、Aさんから必要な情報をヒアリングした。住宅購入後にAさんが死亡した場合の必要保障額を試算したところ、その額は5,200万円となった。

〈算式〉

必要保障額 = 遺族に必要な生活資金等の総額 - 遺族の収入見込金額

主なヒアリング項目

- ・月間の日常生活費は30万円である。
- ・長男Cさんは、大学（国立文系・自宅通学）まで進学予定である。
- ・その他の条件は、各種データから平均値を入力し、必要保障額を試算した。

取得予定のマイホーム（戸建て）に関する資料

物件概要 …………… 3,000万円（取得価額）、130㎡（土地の面積）
90㎡（建物の延床面積）

住宅ローン …………… 返済期間30年、毎年の返済額120万円
（団体信用生命保険に加入予定）

Aさんが現在加入している生命保険等（死亡保険金受取人はすべて妻Bさん）

こくみん共済（全労済）総合タイプ : 死亡保険金額 400万円（病気死亡）
1,200万円（交通事故）

勤務先で加入している団体定期保険 : 死亡保険金額 1,000万円

学資保険（こども保険） : Aさん死亡後は保険料払込免除

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、必要保障額の考え方についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「必要保障額を大きく左右する項目として、住居費用が挙げられます。Aさんが住宅ローンを利用して自宅を購入した後に死亡した場合、住宅ローン債務は団体信用生命保険の死亡保険金により弁済されるため、住宅ローンの残債務を遺族に必要な生活資金等の総額に含める必要はありません」
- 2) 「遺族の収入見込金額を計算する際は、遺族基礎年金および遺族厚生年金の額について把握する必要があります。Aさんの死亡後に妻Bさんが就業すると、妻Bさんの給与額に応じて、遺族給付の一部または全部が支給停止となる場合がありますので、注意してください」
- 3) 「必要保障額の算出は、死亡保障が不足する事態を回避し、かつ、過剰な保険料支出を抑制するための判断材料となります。『妻Bさんの就職』『長男Cさんの進学』など、節目となるライフイベントが発生するタイミングで、必要保障額を再計算しましょう」

《問5》次に、Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「必要保障額の算出結果とAさんの現在加入する死亡保険金額を比較すると、死亡保険金額を増額する必要があると判断できます。仮に、死亡保障を増額される場合は、家計全体の収支バランスを考慮して、無理のない範囲内で検討してください」
- 2) 「必要保障額は、通常、長男Cさんの成長とともに増加していきます。したがって、必要保障額に見合うように年金受取総額が逡増する収入保障保険に加入することも検討事項の1つとなるでしょう」
- 3) 「必要保障額は、あくまでもAさんが死亡した場合の保障額の計算となります。Aさんが病気やケガ等で寝たきりや要介護状態となった場合は、Aさんの収入が減少し、住宅ローンの支払に加え、介護費用や治療費等の負担も発生します。したがって、生命保険の見直しを行う際には死亡時のみではなく、介護保障の準備についても検討する必要があります」

《問6》最後に、Mさんは、生命保険の商品性や特徴についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「最近の医療環境においては、入院日数の短期化、治療費の高額化に加え、退院後の通院費用も増加傾向にあります。そのため、医療保障の準備を検討する際には、入院保障に加え、退院後の通院保障の有無、保障範囲も確認する必要があります」
- 2) 「定期保険（特約）には、契約から10年・15年と保障期間を更新していく更新型と主契約の保険料払込期間を保障期間とする全期型の2通りがあります。更新型、全期型ともにメリット・デメリットがありますので、どちらのタイプがAさんに適しているか、加入前に検討するようにしてください」
- 3) 「最近では、障害状態となった場合に公的介護保険制度や身体障害者福祉法に連動して保険金が支払われる保険商品があります。これらの保険商品から支払われる保険金は、入院給付金等と異なり、一時所得として課税の対象となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

株式会社X社（以下、「X社」という）の二代目社長であるAさん（40歳）は、現在、Y生命保険会社から退職金準備や事業保障資金の確保等を目的とした2つの生命保険契約の提案を受けている。

<資料> Y生命保険会社から提案を受けた生命保険の契約内容

長期平準定期保険（特約付加なし）

契約形態	:	契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝Aさん
保険期間・保険料払込期間	:	99歳満了
死亡保険金額	:	1億円
年払保険料	:	210万円
70歳時の解約返戻金額	:	5,700万円

無配当定期保険（特約付加なし）

契約形態	:	契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝Aさん
保険期間・保険料払込期間	:	10年（自動更新タイプ）
死亡保険金額	:	1億円
年払保険料	:	29万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金6,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続期間）を30年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) $\{6,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 2,250万円$
- 2) $\{6,000万円 - \{800万円 + 40万円 \times (30年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 2,400万円$
- 3) $6,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年)\} = 4,500万円$

《問8》 設例の〈資料〉 長期平準定期保険の第1回保険料払込時の経理処理(仕訳)として、次のうち最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
現金・預金	210万円	定期保険料	210万円

2)

借 方		貸 方	
前払保険料	210万円	現金・預金	210万円

3)

借 方		貸 方	
定期保険料	105万円	現金・預金	210万円
前払保険料	105万円		

《問9》 設例の〈資料〉 無配当定期保険に関するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「保険期間中に被保険者であるAさんが死亡した場合、X社はそれまでに資産計上していた前払保険料を取り崩して、受け取った死亡保険金との差額を雑収入として経理処理します」
- 2) 「Aさんが死亡した場合にX社が受け取る死亡保険金は、借入金返済や運転資金等の事業保障資金として活用することができます」
- 3) 「この生命保険は保険期間満了時には解約返戻金が0円となりますが、保険期間の途中で解約すれば多額の解約返戻金を受け取れますので、Aさんに支給する役員退職金を準備する方法として適しています」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（青色申告者）の平成27年分の所得金額等に関する資料等は、以下のとおりである。なお、不動産所得の金額の前の「」は、赤字であることを表している。

< Aさんの平成27年分の所得金額等に関する資料 >

- (1) 事業所得の金額 : 800万円（青色申告特別控除後）
- (2) 不動産所得の金額 : 50万円
不動産所得の金額の計算上、必要経費のなかに土地等を取得するために要した負債の利子はない。
- (3) 一時払養老保険の満期保険金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | : 平成17年9月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | : Aさん |
| 満期保険金受取人 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 満期保険金額 | : 530万円 |
| 一時払保険料 | : 500万円 |

< Aさんが平成27年中に支払った保険料に関する資料 >

終身保険

- | | |
|----------|------------|
| 契約年月 | : 平成4年9月 |
| 契約者・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 正味払込済保険料 | : 180,000円 |

個人年金保険（個人年金保険料税制適格特約付加）

- | | |
|----------------|------------|
| 契約年月 | : 平成13年10月 |
| 契約者・被保険者・年金受取人 | : Aさん |
| 正味払込済保険料 | : 120,000円 |

上記とともに、平成24年以後に契約の更新・転換・特約の中途付加等を行っていない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税の計算等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 各種所得金額の計算において、不動産所得、事業所得、山林所得、() 所得の金額の計算上生じた損失の金額（一部対象とならないものがある）があるときは、一定の順序に従って他の所得金額から控除することができる。

) Aさんは、所定の要件を満たすことで、青色申告特別控除として最高() 万円の控除を受けることができる。ただし、確定申告書を申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除の額は、最高() 万円となる。

) Aさんが、AさんやAさんと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、Aさんは医療費控除の適用を受けることができる。ただし、平成27年中に支払った医療費の総額が() 万円を超えていなければ、医療費控除額が算出されないため、医療費控除の適用を受けることはできない。

- 1) 雑 55 10
- 2) 譲渡 65 10
- 3) 一時 65 20

《問11》 Aさんの平成27年分の所得税における生命保険料控除の控除額は、次のうちどれか。

- 1) 50,000円
- 2) 80,000円
- 3) 100,000円

<資料> 所得税における生命保険料控除額

・平成23年12月31日以前に締結した
保険契約

年間支払保険料	控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,000円超 5万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超 10万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超	5万円

・平成24年1月1日以後に締結した
保険契約

年間支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額
2万円超 4万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万円
4万円超 8万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万円
8万円超	4万円

《問12》 Aさんの平成27年分の総所得金額は、次のうちどれか。

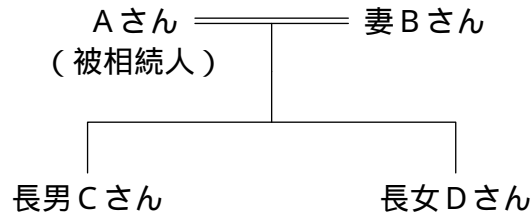
- 1) 750万円
- 2) 780万円
- 3) 800万円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、平成28年1月7日(木)に病気により72歳で死亡した。Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、Aさんは、生前に自筆証書による遺言書を作成している。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんの相続財産（みなし相続財産を含む）>

現金および預貯金	……	6,500万円
自宅（敷地300㎡）	……	1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
自宅（建物）	……	1,000万円（固定資産税評価額）
死亡保険金	……	5,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は長男Cさん）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺産分割および自筆証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに相続財産のすべてが分割されていなければなりません」
- 2) 「自筆証書による遺言書は、遺言者が、その全文、日付および氏名のすべてを自書し、これに押印する方式で作成されるものであり、パソコン等で作成されたものは無効となります」
- 3) 「自筆証書による遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません」

《問14》 Aさんに係る相続に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 相続税の申告書の提出期限は、原則として()である。
) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、()である。
) 長男Cさんが受け取った死亡保険金(5,000万円)のうち、相続税の課税価格に算入される金額は()である。

- 1) 平成28年10月6日(木) 4,200万円 3,500万円
- 2) 平成28年11月7日(月) 4,200万円 1,500万円
- 3) 平成28年11月7日(月) 4,800万円 3,500万円

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が7,200万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 960万円
- 2) 1,040万円
- 3) 1,460万円

<資料> 相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）